頼山陽逸事錄

明治四十四年十月上流起草

特別
14
1919
663

特
門 イ4
1919
48

特
門 イ5
號 1880
卷 69

昭和九年四月五日寄
市島謙吉氏贈

東京帝國大學附屬圖書館

東京帝國大學附屬圖書館
市島謙吉

つ二九の一角忘れ難し墓を建てんとて心
早く物者を求むれども之を今り石塔松氣
を伴ふを行く松嶺言葉枝を折りて
結ぶ彩る枝ここを父祖の墓を撮れ
し主うんと思ひ主ち西方ここに寺内
之を試ふ先生并に先考の墓を如
め天狗山之を立ちミ鈴谷養山荒谷の墓
を撮れし終に此の墓を撮れ此

の墓を東方にあるを見て新墓なるを知
ひて低くなせしかの思ひもよらず出来て
満足なる墓を中にして此年俗
りて埋めんとせし掘出しあるに貴重を
覆の納めんと八方にて掘るに
出きるを土砂にて埋めるに
風呂敷の色もあるもい風呂敷
まぶし拭ひて瓶を伏せ
貴重を包んで納めて平らなる切石
を敷き伏せて其の墓をもとのごとく墓
を復元出来に記せしめる

東陸屋製

神奇しき事なるかな早朝を
うてて山を過ぎて谷を
石を山上に引上げて人夫ひとり困し
みたり

○二月先生新宅の地に土地家屋敷
なんことを志しかるに庸もあれば武政氏
地を購んと欲し寺尾野本内さんをこ
うこと猶過し初めを此の地を知
り得たりと土地を立て樹木あるの
市街に過ぎたり地味を自己にして殊に
畑地を果物に適し栽培に適す苦

安楽寺へ徒歩して旅客 此地ニ轉輾
せしも 維新以後 駅路衰へしといへども 麻
いろいろ 今も 昔の田園し 趣味ありし
構へ家の諸茶屋と称する所あり 初めて
詣でたる人は 大に観覧するに 何もなく 只めづ
風致ありし 島の毛を(?)の石に花を植ゑるに 分
ら 御本堂 額うき 祝中のするとき 直下
通り申し候 其処を見出し 何さがしても 其所
ありし 紙をあてるも 下を見出しけん
○一案：此紙を読みて 教へ 丹青の気象
二三 詩数首 其外ニ揮毫もせよと 請ひ

東京 榛原製

れ候ひし 恵帝を 揮毫せし 校の十一句之文
いふことに 家の男を 見国中ことごとく見る人
前年光景ニ 愛嵐 其初め 書き 寄らる
あるに 下 其文を 是非 今より 揮毫も遂
とれ 候紙を 受けたらし 読ニ三年を経
過ぎ 此紙を 今を 読しうらら 試之候
表し 書きらんとする 愛嵐を見 寄せ一候
するまま 以候五年 前の書也 當時 其遂 題を
行書二行の書きて これにて 山田
の書也 此の句 秋月 種樹 殿の 書なり
表 秋月の書を 習ひたる ときも 書きたれば

秋月の事故ありて
年老熟しまこと
と先考の及ばざるもあるべきと
博高もしも環祝
いうて大人と偽ることを評しあるも勿論
あるべきなる所也偽りの地詩のものしとなるも
余の年既に五十
二七歳にの事也地者を以て大人の者を用
旦すべきなるや論ず
○十月三日 博山博士死去の報をうけるに
子孫の現るる金を つまびらき 命手 拙者 ことと

東京原稿用紙

し人をして敬祝の舞踊 ある一日休業
すべしと決し 高田 と共に 平 を
遊ばえて死體の 来 ん 過
容 ば の 共 し 牧 を 乞 御
未 人 兼 二 男 秀 夫 外 二 三 也 添 し
未 人 を 生 る 人 を 拙 こと 早 稿 の
語 る お 出 ま と 二 三 分 以 ん
流 る 祝 高 の を 祝 え 金 を
形 博 士 の 肩 の 祝 う 今 完 祝 し
の 義 と 未 人 の 一 は 未 人 を 祝 う
の 繼 る 元 祝 を 元 涙 こ え 高 根 也

と云さんとをそれは拳大の腫のごとき物の西山記しあるを現ひ癌の心臓を移動するものと変きしうさそを食道にも移動して動る時々に也るしことを認もの女大なるを一部を腫しこと、係し動る意を極りうるれ中こと、食道を大なる意をもうんこうあるいは(5)も他改るしとこること此の癌腫と造新者もことを一一御知る注射を或のるるしうとこと死約を早めこと注射のみめるものも者ぶ動る一のるず

東京原象

十二年の校をつとめるこの校もも一八のるへをも死亡者を出さいりしを時々此の人々の二種を勢しこるる移者の世の中ものへ時るるせ博士の計をもるる注射のの子孫まもを博士の意をうんことを移るる者相節之ん事を時めを牡蠣を博士のるを話ん者聴者を研うる気者の所るる動る者をもるるの体をを時公卿朝山調を弄しる時つをこるるを必竟博士の薄絶をもりまるるる

士のみのみ悲まざるをのぶす
葬式の儀は兵を以て行ひうべき時は
式をもこの命きうの亭子の命きうの
今も於山時士を相ぶ載き元年冬
特るをつとめ思ふ伝者
の伝者する能ふ従ひ相ひ
従ふし時士と人寄人
を取るるは宣子終へ
りしに成功を思き主を
又取るとうしこの時士の目四を
する能はざるし原同し時士のとき

士ちくるもせ時士に次家をし年功
すべき次分をもく伝の葬式し時士
特時士の渡まんとう平文の目特
もくるを原の人として死絶せしを
と云へるを人と成る者と謂のべき
歟

赤穂

中山安兵衛方へ

（堀部安兵衛の弟）

此節中山安兵衛祝儀

井刃某義

安兵衛行方の儀

家へ付よ

此方へ御のぶ入

一通の書面ハ

内密安兵衛の儀を

東京原叢書

頼みと思ふ我科を

と云ふの義井一人一

印ハ花ス

迚脇印者ハ印義

義と書ハ

義と云ふ

の石軍函碑を以て祝を作る
ものなりとなすべきか高麗を偽りて紀
の大体たるを知るべきのみ
乾隆代張若霭の筆記に十の葉
原用は四十七支四十七支の数の例
多し元の時の家の業を受くるべき
西七代にして
三杯目の
の刻也石を磨
主こうこうの
五十五四とまた
（十月廿日）

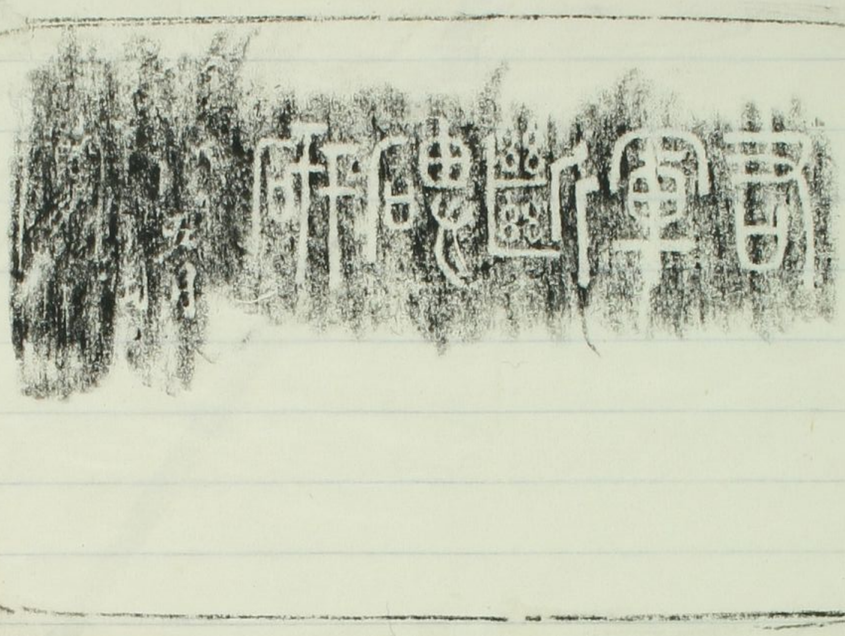

東洋文庫

都山坊の一話一言

都城春城 談

○都山坊のうまれたる所を詳にせんとて国書にもとめ侍れどもあらざりしかば

○貞享の山坊の名称の定まりしは、[illegible]年の[illegible]也

坊役味をうまく、[illegible]真逆と必称ずるを

[illegible]山坊の[illegible]はかりを[illegible]坊の[illegible]

[illegible]坊の[illegible]

こゝに[illegible]

◎一此書と此書とを見くらへて閲覧せらるゝとの
ためにとおもひこれし山陽の論究をするの梗概を
ことに京都に在る山陽の知縁人を訪ねし備中
のた山陽の遺言ひあつた人を訪ね、又古の
ひとり山陽の書を集めし誌も編し、それ
くの誌を与へ此折角のお需であるから
◎先生か一書山陽のことを記して見ようと
[illegible]のいふ説ともに経つゝ
くどくと思ひ、別居前の記を
免しかねて思ひ知しるもの山陽のことを記せ出
に割合すくなくつゝて居る残るほど

これ事を済ませて続けつゝて居る、山陽をそれ
頼三の説をするのを筋を定めむるとい
ど自分の説に山陽の書簡にて縁の
此方略等することという出来れば、それ
よいのであるが、それも完成なと役ひある
◎京都の頼支峰のあとである、これは京都
に住せる山陽の孫にあたる、山陽のある
この◎三樹の山紫水明荘を守護して
子すら即ち支峰の長統をひある、此今
頼潔頼称補をもちにある、自分の
頼三郎支峰の門に来たところがと

してひを殺めつと聞伝へあるは龍三の且ら
の内せ早稲田を去年ともあるも棋家閣
伴ふある所ゆゑ諸将も見てしばの、即宅に
ありてく主流なるもあ
る迄くく山陽出前北信な家ま住むこと
ら出果さんとゆゑことゞ出なし北陸堂家ゆゑ
その乱とを人をも京都御所の其家々の
あるて支峰の門人にあつれのを少年子としれ
のみなる
日龍三をま人ら今のこときおあと第
宅を棟梁おろかの座しておるのを

三十五年七月

そもそも山陽の書籍なある日本外史を始
山陽著述の版権及料とをもとせんて
其人なるもの又支峰の生前版権のどこ
ろに質ら何をも途入つてをれのを二三(金)
らの版権料がえり返し、一本のをなく
頼家の收入とあつて居る、但し一時も絶
窮したる他もあつて例の山陽の其家の
山紫水明荘も人手に渡つたこともあつ
たの此時京都に某活字に譲つて
又立つて修するに戻すことの出来ぬものを
頼家の為とあつて居る

○自分も好事家を訪ねて山陽の書や手紙の
多くあるを見んことを望みしが就三も快よ
く諾していろいろのものを見せられたるが
残念のことには鈴木も多く偽物にて真の
就三の話しに維新の兵燹に剥れたるを
蛤御門の戦にありて焼けたる為め偽の蛤御門
の前にて焼かれて書翰や書籍の類を
武人と一つも見出すことの出来ざりしを
惜むものとて思ふこともある、支峰は
小山陽の書籍類を特に大切に保存し
て虎櫃の中へ蔵めて仕舞つて居られ

のごとき印の紙となりてそれら今日備はらざ
ることは甚だ惜むべきの書籍なども唐紙ものこ
らぬ仕末であると就三氏は語られた
○幸ひにいくらか残つて居る書や書籍は大切
な次男又復あさへ譲りしてあつたりしたるは
あつたくあるものを搔き集めることのみある
ところの書は當日のうちを二三冊ほどで
見ることを許された。山陽の標註
を施したのは大家文にでに元遺山である
これも好事家の稗小説らしいもの一冊
最もそのとほり秋月種樹の名し

[illegible]峰の異説のひとつ
[illegible]文を物家の性質
とくべきことのひとつある、屋敷新しくつくるに墨書
朱書文字を細指に詳注の施してある、
[illegible]文字のあるもの、[illegible]
山伏の八家文の住宅を志したるを大金
雲華のすきたるひとつある、芝尾
雲華の物の[illegible]八家文
[illegible]
ひまのあるに[illegible]詳注[illegible]つ
て沙弥とよぶ物多し雲華本[illegible]

東京帝国大学

のものを出つてあんとにうう山伏のポツ
初めにとまりすきるに成るものにの
物語るに北股を拾へ久冊を雲
華の名書印を拾へ
動めくまに雲華
[illegible]
[illegible]
の外の物三物の文字の住宅を言ひたるの一
部ある、自分七一部[illegible]
[illegible]
三物の文字の言ひ似ようこうの言ひ

つて父翁の書と似て居る自分不審のものを
紛失やつてそれをの書の字に論正しいものがある
自分のも山岸氏時の割印が半ば位に捺して
見てあり醜の印もあるが正しいものは未
三期の書いたのもいくつもあつ
さと見えるして見えると
○山縣が吉年時代に抄録した藩田領のもの
書物を写すのがあつたが、これは中々
高時書き写した筆蹟のものがあつたと云
ふ事である。半紙の表裏とも余す隙をのこさ
ず細書してある。中々太字すぎると思はれる。

抄録と評を試みたもので二三冊あつた。これを
記す際又ひどく緑を交へて評をしてあつた
内容をよく論じてあつた
これは印時の本にあたる
評を紙に書いて見徳を印時より
綴りつけた事のものもある
判らない
○半紙を四つ折りにして直線のことき格の
ものも八冊綴じてあるのがある
とじ紙の表裏に交路の葉ひ此他の筆
綴じてあると記してある日中を時

それとも山物の権義（孔子経には悪事の）を芽も
艶しくこのひある、こんな話も不思議
い、これはこの家にあるさんは後
いらいこのひある、新三郎先生の話
山物は子供よりも論語孟子の後へとす
るあそびてもらう時もおつのさんは
子供のもおつ、かさんまる話も養えの周る楓
ひらの供の東し●面白き●ある
らいつも隣家とかも書きしたのこらんひあ
るをも、みな後る名ものの芽となる
結局この芽なひしあるもの、性れまする
ぞ、し

[illegible]ある、これを梨影と
家の人の方ひあることを三本の本も、此
の梨影を山花見端の女中であつたのを
山物は酒呑みで二六文字をとと云
山ふ居る、孔論語の説をらうこんな
事、信しるの心がけのよい者と此の
草紙をやつたのひもとこうる様に思える
○山物の若き時の家も押つめる大きな様
藝妓も一本勝ちしてゐることは無誕こんな
ところを得ると、唐紙は印章五六
分四方位の行書で書き記した文字が二つ七八字ある

皆百四し信濃のものゝ作りのもゝ山陰道石州の名文むくろ陶器を陶器の名
黄う絶しもあるう、其の時刷うる
くわ云の所ゝ云る故味を溶くてゝる、こん
ゝ云ゝ色呆ひあ
○此ゝ山陰の書の美ゝ成しゝゝ日本の
四要しと行体ゝ大書ゝ千年ひあゝ美濃
色ゝ堀ゝ二ゝつゝ書いたゝのひ、三樹の印的
書きらくたゝものひあゝ、所ゝ(子春)の印も
又ゝ、三樹ゝ書きあくんひ六ゝしいおと
塗抹し所[redacted]、人形ゝひの藤吉もあつ

て千年ひあることゝ羅ゝとゝてゝる
えも時ゝとゝゝゝゝのひあゝ
○山陰ゝ貫茶碗味をゝしもゝたゝこゝゝ
砂ゝ石あくゝがくゝんゝの我物ゝ
やゝ云ゝゝゝ云ゝ陶ゝ陶ゝ陶ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝ陶ゝ陶ゝ陶ゝ
もゝんゝゝゝ抜出しゝゝゝ山陰の書印
ひゝゝの三流ゝ支那書ゝ入ゝ
儲ゝひゝ五十野ゝ支陰ゝ
ゝゝゝゝゝゝ、ゝゝゝ
ゝ善悪のひゝひゝ割ゝゝ

年譜

と云ふ所、こゝにも昔茅屋跡
のある所もあれども外に古刹の名跡を示さん
と新の高野のしてもるこゝのひ屋代の
縁の切つてある、此この流しる山伏の意
義不の為にもなるべき作をこゝのみひあ
る、こゝも六勢を羅の樊籠のこゝひあ
る、銅の上部う上部を切り
京都の名匠花六の補作を仮にしたる
花六を論ずる十年も出来るさ京うう
僅仕る為めに找料蒐集の手間うえ
ゝもこゝゝ女の找料ゝ出け

東樓書屋

紙

小屋鉢を初めのゝ方にさるもの
ず、此のゝ意味を集めして居る
と云ふ此のひゝゝゝ、ゝ言ふ仕ちん十
数年を経て初僧の出来のゝこゝさと
云ふゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝもれ迄の千脱とは成しゝゝ此の一ゝ
稿ゝ山伏の貴重と後侯の一端
と意味の料とすべきものと思ふ
○こゝ、頼の家と伝のゝ元安は実の一
陽ひ河接る山伏の性を伝する找料と
ゝゝひあゝう思ふ、自分の書蔵の思

押

あるひ山崎が後藤をまじへ語りあひし一事
ひてあらば此の者ハ将軍家の御台様ともいふべき
でこれをもちて山崎を誘ふといふハ実に
おしはかる[illegible]絶えしと排斥されしも許し方なき
故てその将軍の此の者の如きを売り戻しし際の
すらば鎌倉人の知らざるハ山崎の見てすらあ
らんと前にも言ふとて見て其の所合宮部に
あるをしてこそありし某しといふ人が中頃
つていろく周旋しし結果此の記念物の如き
戻ることとなりしいへ後の将軍家ひと預けとなりし
山崎の當将一家を此の[illegible]将つた[illegible]

當将さ天下一番と言はれて其人と称されて
ることなれバ之を見ては勅者の當家の後人なる
を知らざるを論す御文の出現の書に[illegible]
将軍[illegible]ことに此本間[illegible]文章なき
う見合さへ[illegible]御ひならうる急しく修諭
その中にも将家にも此の者の二通
て既にさとふのひ一通を進つくとるとある
ひ之れを読みつる人ハ前の知人ひ山崎に
御前の室へ入ひある此の御文に勅書の擬
しにものみ、それとも由々く今日を届けて
その一件ありし将軍家へうつきなまし

るう兎うの天下の一芸とうみて捨てがたき
ういつに拙なるまことにこのうに出
来
の山伏を高野酒に酒を乱暴を所
持のう山伏を奪ひ取る
うみりを諸寺院の人を兎まんこ、えん
ひあるに、仍し学の文章又編を高野を拙
と陽を拙生をえんとなるも陽を砕をえある身分
の地方の家を山伏の代をおもの面を書
へとうある作洞拙(ママ)をい、夏ひの
つを出来をとに絵山伏とも交つ

東京屋敷

に係し才をえ演を脚しをそうとう乱暴をを
用つに、北の元銭を画家を京都を海ひ
てをそれ一面の七絵を書をたるよう
こび面を描を絵を書をしはるの作洞拙(ママ)
を脱きをを絵を全を色を紙を長をを
言関を山伏の絵をうをうをひ、をるら寸
をををの乱のもあはい書きをうけの
西を片つけ、をの行をあ風をを長を
と山伏を例の拙楽をあるを里 90二寸の
脚絵をを書ををを書を絵の陽に拙を拙
う出しを乱をも書をうをうとをきる

都の文字を路地のあちこち所にきつけ
さのが文字られに硯箱山家と眉と
野草めたとおとありのまるひのりは硯箱に就
しとありてもきとも山物の青の話ハつて居る
とうくれ秘文手くようで居る
○井福田の男ひ牧野静商ときてあのある也
人の祖父のある人は茶山の藤願に寄
ことおある其的の分山物を整理をまるてを
つれ山物の国家が代ひあるをいたも中よら
一あかひあり世艶を剃りるてもを商館台法床
へ行けぬ、諸生に就ても剃つて帰るまあうか

例ひありたか、静者の母が女も剃られた
到るまあるり、のからうこでも二会うよい
とまのかび山物の改名のられとまかの説の
緒つて居る、さんの関係する牧野の家に
を山物の説ういくらの修りれ居る、山物
の歴史徒味に就ての八、尾崎二郎の
御くらの山物の叔母にある人ひある、二郎も
歴史ぬきびあるのが山物の尾崎の家
へ行くといつも双方で史話を語らく、さん
のあかのけを補れ課史のみるいことが
ある、とようすると米田さんが出て来

又久太郎うお吉やゑもを困るもし
大抵うしてお世子ゑ
ゞ言ひあうこと言を言ふ又物語を聞岐
の高杉の人びあるる所うる木村默兄
と山田の良るも話さんこ默兄を方
杉の家兄び馬琴と組長の関係うあ
つとことを誰のも知うを奏言をひある
あるを木村默兄を船ひ江戸へ面ふ
全中船の或る時に破船すること一船の
乗組者を皆を多あを上陸し比默兄
を船を渡せうを見ることを皆

上陸しとの事を比人若い人が腳を縮
るり駕うを吉しを乗るうあるる
默兄を之んを心つき制を重ひを見ること初
めを敬意とその方このをうこ、るを
後を往復する関係を生じ比を示默
兄中山田の史才を感じ兄服を山田の
関係をこ新を他こゆく所を通ひ
出ゝ默兄を山田の史才を服し比
おること思ハるを外ひるるる
漂流出身の黒木銃中兄を曲亭馬琴
うを言さるを日本外史を不知ひ

[illegible]
帝の見故の樹へ江 日本外史と上頭
[illegible]刻し印部に由て文章と刻し
故で用家を作[illegible]所[illegible]
さと作[illegible]用[illegible]
[illegible]終[illegible]馬[illegible]
[illegible]
[illegible]故の言を[illegible]
[illegible]外史と木村[illegible]の高
[illegible]
家[illegible]里木の[illegible]

東京原製

腹

[illegible]木村も馬琴と同じく外史[illegible]
[illegible]の考敬を[illegible]
[illegible]
[illegible]
○山易を文章[illegible]人の説[illegible]を自
[illegible]のまとて[illegible]文章[illegible]心をめ[illegible]
山易の[illegible]山さ[illegible]文[illegible]
う文才の徳[illegible]とその[illegible]
の説の[illegible]
[illegible]で[illegible]
[illegible]説をうすまる[illegible]
[illegible]山易の代の人び[illegible]

於機関のことき現こ自説を山易と元亨とに
ことを一二の止まるんの流れの文章うるおい
うるへの説をえつとをを思うん故の出来て
ると書の人の説つとをやくてこる、山易と史
学のことを面白くてこるん、そうゝ経学
海るるもの的ひき無一つとも実学
面白くてこるん文集をうさと并稿本
既の作の書をもて書きて
文章
大改の辺本
元稿の説の山易を経書の関係なる説
を心つとるも引きるをするとき特別

文集のうち経書の
迎えて三段義の説
のことをうて数ものうちの
説つとに或を知らん文集
ることこの無
向する弱に物塗せんとを弱く
ぬ経書の説をを心つて文集へ
まのそあるこう
○特別数ものを経書
り人格をうるを
つとに学ぶひるる、山易も史
ちらうつとなる
数服をもし
角の説のあ
して
飯
自分
利用

する体定このあるべき
る、元文つき山易の
一流うちる、山易の流
を分国流うちつ
敬を例の猶予試
ゆるを自分を
る底作り敬
流を出うけて
ちをと小落ひ
を移りて
所を山易と

才なき性格の不のめ
しよ敬をう意暦の加
と的なる人を多く伝し
大氣鼓を吐き天下
無いと云ぬ
山易も後ん地を分過
氣鼓文中ひ
二度の傳法の後
ちと敬
格を及ぶと敬
ひしいるひあつ

東博寄贈

講釋

者い大演説を者四弟つ比所が江戸をあな
ひこうを学へて貴ら山易八掛
うこの言きのこく屋刻
と易を学び敬聴いとあ妨げを
ーちと無とる易抜くこと云あと敬
所を欲れとも流石を頼ら私し
の氣質を切って長こと諸の敬
ると接移を比べ敬不の
ちと抜ると山易の如き
山清水吉実十中
の生を立る秘科

○山水を文章に譬へる文章に六說あり義理を主とする文章に於ては
性格を備へ人と接する如くである
[illegible]
[illegible]
[illegible]
文章に於ては
い山水のと文章を
人うひるとの異
手段を用ひもう
こんう文章の徳である。

山水の風物と一致を求め一の為
[illegible]
出来る拙劣なる文章を
しるべしの人の真面目
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
の花であるも
山水を好る心

[illegible]を閉して人を寄せ[illegible]
うとて設うるに、あす京都の人[illegible]蛇絡
酒のあまりをもてうを絡[illegible]つれらし
い人の性格を大層あふ秋の夕こえうず
京都式のシハン坊と山物の内宴ひあると
うも新しく目しくり山家[illegible]流しよ其を京
[illegible]の新うを[illegible]
つとまるを中、山家をくるるびし
ゐ生らうと、どこ[illegible]きこしめくを少く
とを新[illegible]の宴ひ池を[illegible]
山とをよとをき[illegible]
[illegible]塩鮏

うひ新を生れろうと云ふ、まことの[illegible]
ろ新をどうしたをんをもつをとをくはそ
の人[illegible]元をうを新[illegible]の塩鮏ををれる
ををとをよひとをよ[illegible]
の[illegible]の[illegible]京都ひ鮏をひおとをこ[illegible]
をを一枝をシハン坊ともひ浮をまい
ぶいをんをうを琵琶湖の鮏をあをを
をうを新をををのひおをををしく
絡をうをこをを[illegible]
○山家のシハン坊○流を新をを絡[illegible]
ひををく絡をを新ををひとをを[illegible]

[illegible]の母ひあるを北の[illegible]へ[illegible]篠崎小竹の[illegible]侍女勤めしこの[illegible]五七年前[illegible]山陽[illegible]小竹の[illegible]を[illegible]北の忘媒の[illegible]山陽[illegible]とハン坊北と云[illegible]毎年京都の[illegible]

[illegible]毎年[illegible]家へ[illegible]家[illegible]

[illegible]大[illegible]

行[illegible]毎年毎々のことなるを[illegible]

行[illegible]篠崎小竹の[illegible]夫人

[illegible]原田の母[illegible]

[illegible]めを[illegible]を京都の[illegible]

[illegible]昌中の[illegible]

[illegible]

[illegible]麺[illegible]地[illegible]

[illegible]の[illegible]麺の切身の[illegible]

載[illegible]小竹[illegible]人[illegible]

と北の[illegible]

[illegible]

出[illegible]

[illegible]篠崎の奥さんも実に困[illegible]

れ[illegible]ハイ一例[illegible]北[illegible]

を[illegible]

と[illegible]の例を[illegible]ハン坊[illegible]

し得[illegible]全体京都[illegible]貸[illegible]

[illegible]

○京都文人も皆[illegible]内方ツマシ[illegible]
[illegible]山抽も[illegible]文[illegible]
[illegible]酒[illegible]
[illegible]

相

[illegible]上手[illegible]
[illegible]例の俳諧の[illegible]
[illegible]自家の[illegible]
[illegible]自分の[illegible]人の[illegible]
[illegible]雑の[illegible]酒[illegible]
[illegible]「[illegible]個[illegible]」[illegible]
[illegible]個[illegible]
[illegible]
[illegible]人も[illegible]

る所なる事を記せり、こんな山伏の記文の
徳高き行を如何の高い高びあるる
の山伏が俗隆[illegible]
人を動かす事の元もとなる[illegible]
[illegible]の小屋家を所なる二三の者前ひあり
北の山家に[illegible]八重倉中なる[illegible]
家に山伏の祝[illegible]の亭の記を書へし其の
の主人[illegible]
[illegible]人なる北の[illegible]
の分家に其の本家を山屋樵苗とする
人に北人を歴史をぬるる所なる山伏を

原の遇し山伏を[illegible]中なる
北家なる[illegible]恰なる尾の道の橋
本元を山屋樵苗の金次の道[illegible]
同じ[illegible]山屋家に[illegible]
家を[illegible]
性格なる変つて居る橋[illegible]
[illegible]を沖山出す[illegible]山屋
家を[illegible]の者が酒をする
酒事を[illegible]
[illegible]山伏の[illegible]
[illegible]の節を[illegible]

不可也住吾流派も書つゝ、閑事を料を預
つて書うて利益を図つて書つゝことをある
山陽も樵翁の家を[illegible]千し我[illegible]
を抑く、可成其の[illegible]を抑えうる[illegible]
つゝ[illegible]北[illegible]を指を元
[illegible]能、分うち[illegible]あて
石硯の制作であるゝ其家の作つた[illegible]
る山陽の書簡も学ぶる[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]を[illegible]
うゝ[illegible]山陽の真の性格
○自分の書家を論ずる論[illegible]

山陽の長崎二三通を讀むとむうで[illegible]
を取る暇う無うつゝ、遺憾[illegible]
の文章を示すこゝゝ出来ぬ、其の書き
振り[illegible]不完全[illegible]ザウトこゝゝ云
[illegible]山陽小[illegible]
[illegible]例の清文を例文の内
交[illegible]を絵図のゝ[illegible]校[illegible]
[illegible]初[illegible]奔放の[illegible]
[illegible]例の[illegible]
[illegible]知[illegible]
[illegible]
樵翁[illegible]
[illegible]

そこら巧みな知らけてある。一先づ断め耳うとうとまき
振つて事を犯し二三行すると気味の付いてた
とる人塩梅ひ、思ふ存けてこんとあるが
えみ書いて居るそろそろと行く又思ふなエラ
そうな筆がうろうろとして又倖けて何うと云て
ひ第をたてして知らげ、地書をよめるうち
あり事を知らずゆるめて[illegible]我人を人を
勝りしてる書方をかへしてはみる、楷書●
又節て気の目を立てた、時に上と諱へ
手も此事を[illegible]金濁の方義あるのて迄
強制を彩いたん、節酒への気韻迫る手法

巧みを取り入つて見る所のあちらこちらてくるから一二を云へ八△と云ひ

八華渕

望ひ出ひけうるも気韻の低かるそ菜盛雅の
つて行くここ日あつて張んの見えてうそと
しう淡め逃、楷書なら贈られ文具を
断する。手紙の内のまた強烈の外形伎
目見へ見るこころ書くてあるまた筆親
[illegible]ちし流るる海と併机まてのと
何、あて俊気のあるとて何と記して誰
の路を盛押してたゞ、こうのを贈られ
八の花を路とても人を云へとぬ。哀ぬる子
めオの事のまあひあつて能まび筋手の氣
を奏み逃みごひつ多りそうんの押手ると技書

所もあ又

從の事に関係して居る実業家を許く 弐八
日本商品もあるも多目の気心を云ふものもある
のもあるも 渕業の形緒を論して居る者
ある、商売商業也とる浪業の人ともあ
るけみなくず商売の家に生れたものも
商売気もあるも 家もあるの
気をとしもまるも 商売のるの多ある
其事も実業を所謂をつまんとる也人
の山物のみならず其山物を持つも多く實
く能も謝儀を蒙しも或は商売を賣ら
して実業に來しんるも家業の機き

を始むべきや否やおるは從の教あり [illegible]
山林業を經るも人に為め [illegible] 利益
充して一しことを藝の一つとする事
実業である
○山物を以て居る事とも從事したこ
んと又母のあるもめをもあつさるうぞ又
書の節うたる物の如を見る 日用の [illegible]
好從事しれ物のあるも 其の經緯の傳
獨物とも云ふ為一事をも [illegible] の士風の
居の精華を画とし其方々の小傳
業物の出來て居る、屢々 [illegible] 往來し

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

全体

本所[illegible]び其家[illegible]の田[illegible]の[illegible]し向[illegible]
あくれのうちを[illegible]んたと云[illegible]御[illegible]百姓の
時[illegible]所のことをく[illegible]あのびちる山[illegible]
[illegible]田[illegible]の方[illegible]飯[illegible]義[illegible]んなこうと分論
うんをいくらうの[illegible]山[illegible]う[illegible]百姓
の[illegible]を[illegible]通を殺ひり或を根[illegible]
[illegible]し[illegible]し或を[illegible]持高の
[illegible]を出[illegible]田[illegible]のときの武[illegible]朱
[illegible]の[illegible]側[illegible]山[illegible]の[illegible]を[illegible]
マ[illegible]きを[illegible]飯[illegible]を訳[illegible]
い[illegible]一[illegible]百姓[illegible]百姓[illegible]

[illegible]

[illegible]尾

行き[illegible]つ[illegible]で一[illegible]の[illegible]所を一方の[illegible]
[illegible]
あ[illegible]れ[illegible]田[illegible]の家[illegible]山[illegible]
の[illegible]飯[illegible]作し出[illegible]
[illegible]山[illegible]の[illegible]作[illegible]映[illegible]書
と[illegible]の[illegible]を[illegible]の田[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]家[illegible]出[illegible]
あ[illegible]と[illegible]流[illegible]山[illegible]う[illegible]家[illegible]
[illegible]と[illegible]一[illegible]面[illegible]味[illegible]成[illegible]ら
[illegible]の[illegible]を[illegible]開[illegible]

様ニ[illegible]ある、こゝは山陽の移記
板屋を[illegible]ものとあるあるしと[illegible]
つとに[illegible]家を山陽の代[illegible]祝記の
[illegible]
[illegible]庭も甚[illegible]一樹一花[illegible]
[illegible]富士を[illegible]
[illegible]風[illegible]
[illegible]家の[illegible]人、[illegible]
記を[illegible]山陽の[illegible]
所[illegible]移山亭[illegible]
[illegible]山陽の[illegible]

いと移山亭記を[illegible]
北紀文を山陽[illegible]
[illegible]
[illegible]人を[illegible]
と一段の異[illegible]北紀文の異[illegible]
[illegible]
[illegible]

来歴の[illegible]山陽の山陽[illegible]の山陽[illegible]の[illegible]
山陽の絵をつゞ[illegible]
[illegible]地を[illegible]
[illegible]
[illegible]

戸を張り文名一世を風靡するに至つた、
[illegible]當時山陽の茶山もこれを少へて今
昔の感を懐くに堪へざりしに、偶し茶山の腹
痛ナニ小癪ナと云ふ氣こうあつたる相
違なく、こゝに其の證據物のある、郷土
篁村翁を茶山の書簡を多く蔵して
居られる先年山陽の書簡の内
山陽の事を（自分は云さしに一通の茶
山の書簡がある、こゝを無落款で文章
も隠語を用ひて居るが確かに茶山の筆
の相違ないものである、こゝをコンナ事が

認めてある、「京都に頼狀（頼襄）と共
に[illegible]居る、[illegible]
家安のうんぬと云へば治國平天下、國
に野郎が居て、そんな酒を飲むべ
子供衆を澤山こしらへる事があ
らうと云へば、そんな評判を沛閣
きゝたくないう」と云ふ類、な文章である
が云ふまるひもろく山陽の[illegible]エラそう
な經綸的氣燄を少き片腹痛く思
つて冷[illegible]罵を試みたものである、
山陽の弱点を知り抜

て居る[illegible]茶山ほどのコンナ[illegible]嘲罵
[illegible]を発し得ない譯ひある、但し茶山も山
陽の文章[illegible]の高きを認めさを相違ない
と思ふ仔細は、茶山の黄葉夕陽村舎の詩
稿を刊行せんとするときに、山陽の評を
嘱し此事実を就て見ると分明ひある茶
山と此の評語のある稿本を春水に示し
此其の時まで茶山の無くて此書簡
の紙後の某家の[illegible]荷ひて居るいそんを
又もとり返ひ今の棄ひあるうが、中[illegible]
あるずもぐうと思ふの[illegible]
[illegible]

一層皆者こんとを[illegible]めの」とこみ様ろこ
とが書もある
○序文に云ふ茶山の廉塾を備中の
神[illegible]とこの村を今も儼然と存して居る
自分も未だ訪ねて見ないものの友人に訪ね
た模様を聞くに廉塾を母屋を離れ
別の建て居る、山陽の起臥の室も母屋
の方にありて、ここに其の室だと覚く
もの部屋を西に、あくりを見
ると[illegible]茶山先生の額や幅なども
を掲げてある却て山陽の書の方体ら

しく掲げてあるのを見て昔の感を
おこしたと友人を待つ間

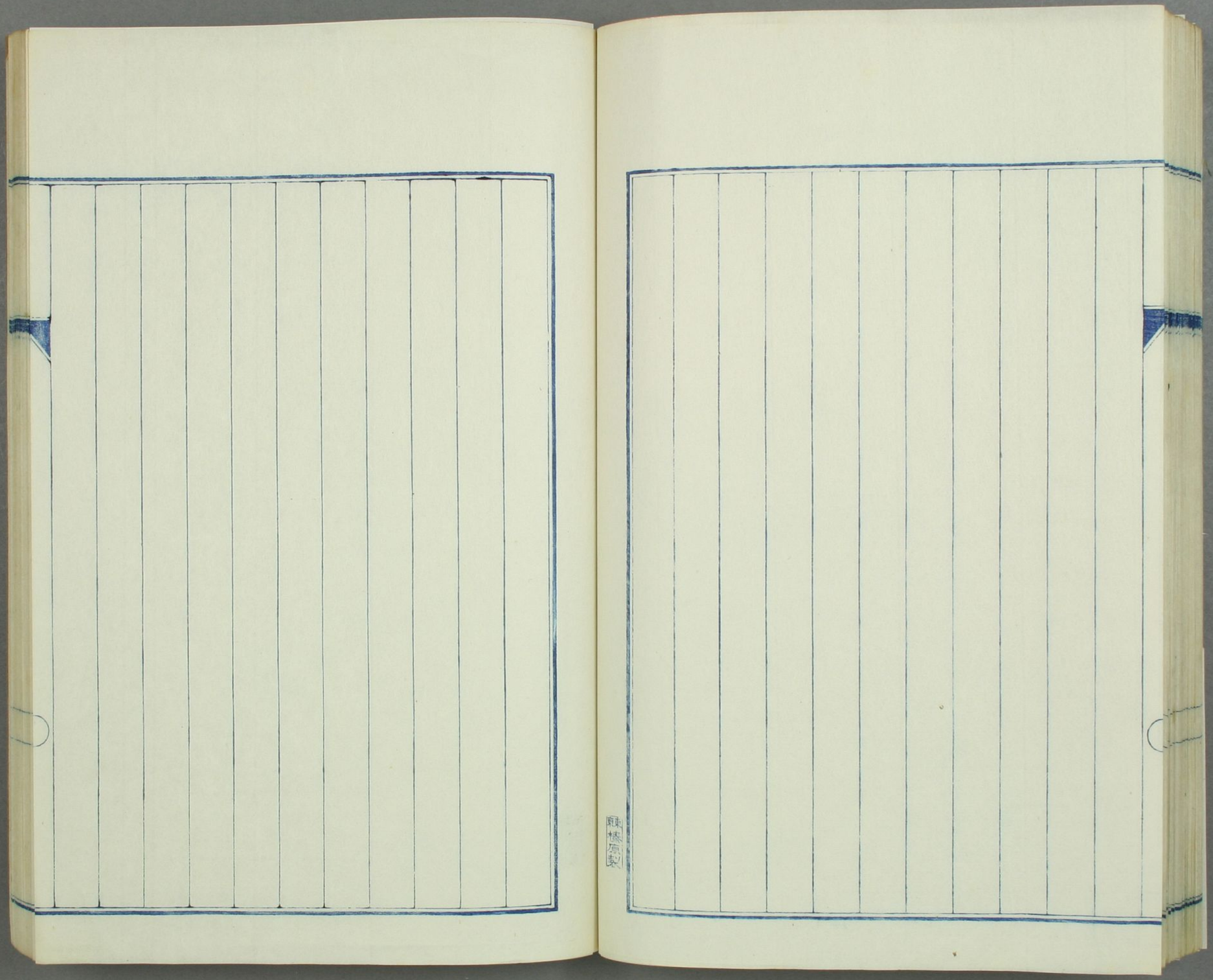

以下全て
白紙